

仕 様 書

1. 業務名

令和7年度作並・定義地区における観光PR動画等作成業務

2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

3. 委託業務の目的

本事業は、仙台市・DMO・観光事業者等で策定した作並・定義地区のブランドコンセプト「ゆっくりじっくり作並・定義リトリート」の魅力を動画等により分かりやすく伝えることで、新たな観光誘客を促進すると共に、地域経済の活性化、それによる持続可能な観光地域形成を目的とする。

(参考) ブランドコンセプト「ゆっくりじっくり作並・定義リトリート」:

<https://www.city.sendai.jp/contentsoushutsu/branding/documents/seibusakunamijogibrandconcept.pdf>

4. 業務内容

(1) 企画立案

- ・作並・定義地区のブランドコンセプトを踏まえた、同地区の魅力を訴求する観光PR動画の企画立案を行うこと。また、企画に基づき、構成及び絵コンテを作成すること。作成にあたっては発注者と協議を行い、内容を決定すること。
- ・DMO、仙台市、地域事業者等から構成される「作並・定義リトリート推進会議」における、関係者からの意見も可能な限り踏まえ、動画のコンテンツを決めること。

(2) 観光PR動画の作成

- ・仙台市西部エリア作並・定義地区のブランドコンセプト「ゆっくりじっくり作並・定義リトリート」を分かりやすく伝える動画の撮影、編集を行うこと。
- ・動画は視聴するターゲットを定め、2分程度、30秒程度で各2本、計4本作成すること。
- ・動画の使用用途については、YouTubeなどの動画配信サイトへの掲載、SNSでの広告掲載、仙台市観光情報サイト「せんだい旅日和」、デジタルサイネージでの上映等を想定すること。
- ・動画作成に関わる、関係各所との打合せ、肖像権、意匠権、ドローンによる撮影に係る届出関係、その他権利等について撮影前に関係機関への了承を得た上

で必要となる一切の手続きを行うこと。

- ・撮影に際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

(3) 編集

- ・映像の加工・編集、音楽・音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集を必要に応じて行う。テロップには、必要に応じて動画に登場するスポットの英語表記などを加え、訪日外国人観光客に対しても訴求できるものとする。完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(4) プロモーション

- ・本事業で作成する動画を広く視聴いただくため、SNS 広告配信を行うこと。
配信媒体は Instagram とし、広告配信に使用するアカウントは発注者が指定するものとする。SNS 広告の原稿内容、リンク先、配信対象エリア、ターゲットなどについては、受託者決定後に協議の上決めることとする。
また、SNS 広告の表示回数やクリック数、閲覧者の属性等の配信結果に関して分析を行うこと。
- ・その他、本事業で作成する動画を周知するために、効果的なプロモーション方法があれば提案すること。

(5) 業績報告書の作成

- ・実施した事業の内容について、評価・考察（成果のまとめ、課題、解決策、今後の展開等）を盛り込んだ業務報告書を作成すること。
- ・業務報告書は、ワード・エクセル・パワーポイント形式など、協会が2次利用可能な形式にて作成すること。
- ・納品についてはデータ形式と、成果品を保存したブルーレイディスクまたはDVD 等で行うこととし、それぞれ複製が可能な状態とすること。
- ・業務報告書は日本産業規格A4判（簡易製本、カラー）で8部作成すること。併せて、データ納品も行うこと。

5. 支払い方法

履行確認後、一括での口座振り込みにより支払いするものとする。

6. 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- ・本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、協会に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者は又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ・業務の成果品等に、受託者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、

アイデア、技術、情報を含む。)が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、協会は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

- ・受託者は、協会に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・掲載写真を自社において撮影し活用することは可能であるが、撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること。
- ・制作にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関することは、受託者がその手続きを行うこととする。
- ・受託者は、制作物が第三者の著作権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から制作物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・本件に使用する映像、音源等第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

7. その他

- (1) 受託者は協会と綿密に連絡を取ると共に、協会の指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や協会から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。
- (3) 受託者は協会から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。
なお、協会が必要に応じて仙台市等団体と成果物を共有することについては妨げないものとする。
- (4) 受託者が実施運営した事業に関して、事故等が発生した場合においても、協会はその責任を一切負わないものとする。
- (5) 受託者は本業務が完了した後、速やかに完了届及び業務完了報告書を協会に提出し履行確認を受けなければならない。また、業務が完了していない状態であっても、協会が途中報告を求めた場合には速やかに応じること。
- (6) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は協会と協議を行うこと。